

第 16 号議案

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するため  
の番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する條  
例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、個人番号の利用範囲を改める等のため提出します。

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年6月台東区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

|      |   |                        |
|------|---|------------------------|
| 8 区長 | 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が処理することとされた大気汚染による健康障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
|------|---|------------------------|

別表第3の6の項中「第157条第5号から第18号まで」を「第157条第5号から第17号まで及び第19号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第3の6の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。